

【就業形態別の主な相違点】

	請 負	委 任	派 遣
目 的	会員が業務を完成させること	会員が業務を実施すること（業務の完成は目的でない）	会員が発注者の指揮命令に従い労働すること
会員の雇用	会員は雇用されない	会員は雇用されない	シルバー人材センターが会員を雇用する
指揮命令	会員は請負った業務を自らの裁量で完成させるため、発注者は会員に指揮命令できない	会員は委任された業務を自らの裁量で処理するため、発注者は会員に指揮命令できない	発注者は会員に指揮命令できる

【就業形態別の主な業務例】

請 負	仕事の完成を目的とする業務 （清掃、除草、植木の剪定、宛名書き、障子・ふすま張りなど）
委 任	仕事の完成ではなく仕事の実施を目的とし、発注者の指揮命令が必要ない業務（高齢者の見守り、話し相手など）
派 遣	発注者の指揮命令が必要な業務（※） （スーパーマーケット等での品出し、調理、介護補助、保育補助など）

※派遣は、発注者の指揮命令が必要な業務に対応するものですが、シルバー人材センターが勤怠管理など行う会員を業務に従事させたい場合は派遣により対応することとなります。なお、派遣で、港湾運送業務、建設業務、警備業務、病院などにおける医療関連業務などは行えません。

【業務別の留意事項】

○スーパーマーケット、ホームセンターなどの店内業務（レジ打ち、品出し、惣菜調理、パック詰めなど）

会員と店舗の職員（発注者）が混在して業務を行い、会員が発注者から指示を受け、会員と発注者の間に指揮命令関係が生じる場合などがあるため、請負、委任ではなく派遣により行う必要があります。

○保育施設での補助業務（園児の受け入れ・引き渡し、保育士補助など）、介護施設での補助業務（食事の配膳、入浴準備、職員補助など）

会員と施設の職員（発注者）との間に指揮命令が生じるため、請負、委任ではなく、派遣により行う必要があります。

*上記以外の業務においても、会員と発注者との間に指揮命令関係が生じる場合は、請負、委任ではなく、派遣により行う必要があります。